

## 子ども手当をめぐるこれまでの経緯

(平成 22 年)

- 11 月 17 日 ・ 子ども手当に関する厚生労働大臣・地方 6 団体合会  
[厚生労働省政務 3 役・地方 6 団体代表]
- 11 月 26 日 ・ 民主党子ども・男女共同参画調査会「子ども手当に  
関する提言」
- 12 月 20 日 ・ 子ども手当に関する「5 大臣合意」
- 12 月 24 日 ・ 平成 23 年度政府予算案閣議決定・国会提出

(平成 23 年)

- 1 月 28 日 ・ 「平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する法律案」(以下「23 年度子ども手当法案」という。)

国会提出

【法案の概要】

- 3 歳未満：月額 2 万円、3 歳以上月額 1.3 万円を支給
- 子どもに国内居住要件
- 児童養護施設に入所している子ども等については施設設置者等に支給
- 保育料、学校給食費等を徴収する仕組み
- 子育て支援サービスのための交付金 など

- 3 月 11 日
- 3 月 22 日

東日本大震災発生

- ・ 「国民生活等の混乱を回避するための平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案」(議員提案、以下「つなぎ法案」という。) 国会提出

【法案の概要】

- 平成 22 年度子ども手当を平成 23 年 9 月まで暫定的に支給(一律月額 1.3 万円)
- 子どもの国内居住要件等は盛り込まず

- 3 月 29 日 ・ 平成 23 年度予算成立
- 3 月 30 日 ・ 「平成 23 年度子ども手当法案」撤回を閣議決定(翌日国会で承諾)

- 3月31日
- 4月29日

- ・ 「つなぎ法」公布（4月1日施行・9月までの時限）
- ・ 平成23年度第1次補正予算に関する3党（民主党・自民党・公明党）政調会長合意

「平成23年度第1次補正予算等に関して」  
（3党政調会長合意）（抄）

1. 子どもに対する手当の制度的なあり方や高速道路料金割引制度をはじめとする歳出の見直し及び法人税減税等を含む平成23年度税制改正法案の扱いについて、各党で早急に検討を進める。  
また、平成23年度第1次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、平成23年度第2次補正予算の編成の際にその見直しも含め検討を行う。  
これらを前提として、特例公債を発行可能とするための法案について、各党で、成立に向け真摯に検討を進める。

- 5月2日

- ・ 平成23年度第1次補正予算成立

- 平成23年度から実施予定であった子ども手当の上積み分（3歳未満、月額7千円引き上げ、給付総額2,085億円）を見直し。東日本大震災の早期復旧財源として活用

# 平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案の概要

## 趣旨

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校修了前(※)までの子どもについて、平成23年度分の子ども手当を支給する等の所要の措置を講ずる。

※ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

## 概要

- (1) 子ども手当の支給
  - ・3歳未満の子ども一人につき月額2万円を、3歳以上中学校修了前までの子ども一人につき月額1万3千円の子ども手当を父母等に支給。(所得制限なし)
  - ・支給等の事務は、市区町村(公務員は所属庁)。
  - ・支払月は、平成23年6月、10月、平成24年2月、6月。
- (2) 子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。(公務員については所属庁が負担)
- (3) 子どもに対しても国内居住要件を設ける(留学中の場合等を除く)。
- (4) 児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設定者等に支給する形で子ども手当を支給する。
- (5) ①未成年後見人や父母の指定する者(父母等が国外にいる場合に限る。)に対しても父母と同様(監護・生計同一)の要件で子ども手当を支給する(父母等が国外に居住している場合でも支給可能)とともに、  
②監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合には、子どもと同居している者に支給する(離婚協議中別居の場合、子どもと同居する親に対して支給)。
- (6) 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費等については、本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとする。
- (7) 地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金を設ける。

## 施行日

平成23年4月1日((3)～(5)については、6月分から適用)

国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律(概要)

## 第1 趣旨

平成22年度子ども手当支給法による子ども手当は平成22年度限りとなっているため、国民生活等の混乱を回避するため、緊急的な措置として同法に基づく子ども手当を平成23年9月分まで支給するよう、所要の措置を講じる。

## 第2 平成23年9月までの暫定的な支給

平成23年3月分まで支給することとされている、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律に基づき子ども手当について、平成23年9月分まで暫定的に支給する。

(中学校修了前の子ども一人につき月額1万3千円(所得制限なし))

## 第3 施行日

平成23年4月1日

# 子ども手当の見直しについて

- 平成23年度から実施予定であった子ども手当の上積み分（3歳未満、月額7千円引上げ、給付額2,085億円）について、見直し。東日本大震災の早期復旧の財源として活用。
- なお、平成23年10月以降の制度のあり方については、早急に与野党間で議論し、合意を得る必要があり、厚生労働省としても、地方自治体等との議論も積み重ねながら、適切に対応。

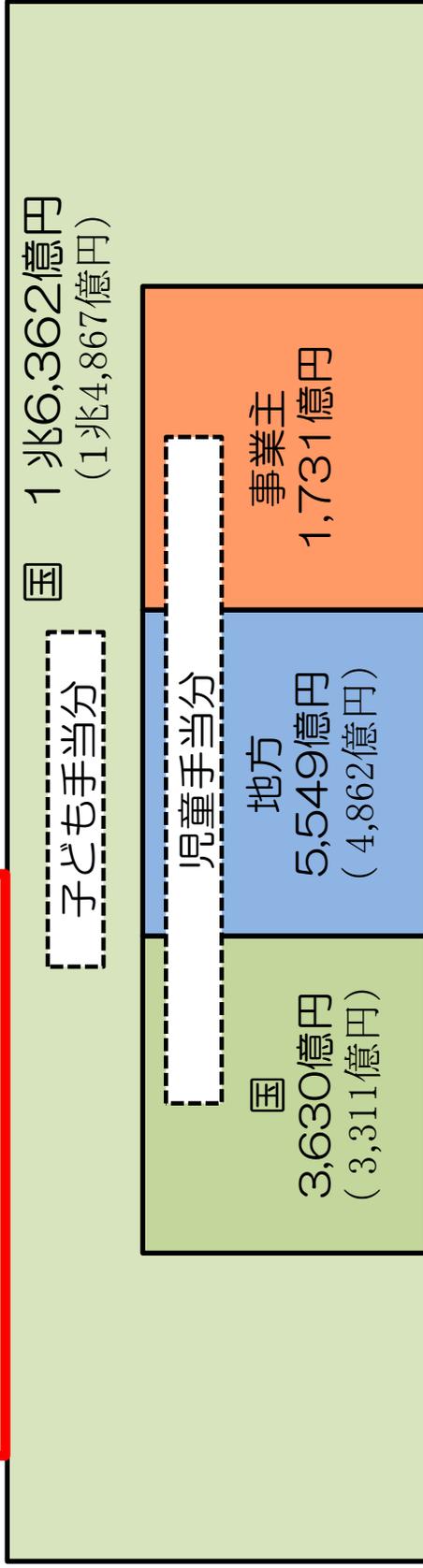
平成23年度当初予算  
2.9兆円

平成23年度補正予算減額  
0.2兆円

= 2.7兆円

上積み部分  
(3歳未満・月額7,000円)  
2,085億円  
(1,887億円)

見直し



※ ( ) は公務員を含まない場合の金額。(補正後：国家公務員 516億円、地方公務員 1,986億円)